

八王子市学校給食センター元横山及び学校給食センター寺田 給食調理等業務委託に係るプロポーザル募集要項

1. 概要

八王子市学校給食センター元横山及び学校給食センター寺田の給食調理業務等を受託いただく民間事業者を募集します。この業務の受託者の選考に当たっては、学校給食の役割を果たし、教育の一環として本市が目指す、より安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保することが重要であることから、公募型プロポーザル方式により、受託者の選考を行うものです。

2. 適用範囲

本募集要項は、「八王子市学校給食センター元横山」及び「八王子市学校給食センター寺田」のプロポーザル方式による業者選定の実施にあたり、必要となる事項及び手続等に適用する。

3. 委託業務の概要

(1) 件名

ア 八王子市学校給食センター元横山給食調理等業務委託

イ 八王子市学校給食センター寺田給食調理等業務委託

(2) 履行場所

ア 八王子市学校給食センター元横山

施設名	八王子市学校給食センター元横山
所在地	八王子市元横山町一丁目 29 番 18 号
建設年月	令和 3 年 6 月
建物構造	鉄骨 2 階建て
システム	ドライシステム
調理品目	1 献立 4～5 品、アレルギー対応調理
配食校数	中学校 5 校
調理能力	約 2,800 食/日
各校提供 上限日数	205 日/年

イ 八王子市学校給食センター寺田

施設名	八王子市学校給食センター寺田
所在地	八王子市寺田町 1445 番地 3
建設年月	令和 6 年 9 月
建物構造	鉄骨 2 階建て
システム	ドライシステム
調理品目	1 献立 4～5 品、アレルギー対応調理
配食校数	中学校 2 校 小・中学校 1 校
調理能力	約 1,500 食/日
各校提供 上限日数	205 日/年

(3)業務の目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者に業務を委託する。

(4)業務内容

別紙「八王子市学校給食センター元横山給食調理等業務委託仕様書」及び「八王子市学校給食センター寺田給食調理等業務委託仕様書」並びに「給食調理等業務委託特記仕様書(共通様式等)」のとおり。

- ① 調理業務
- ② 配缶業務
- ③ 配送及び回収業務
- ④ 配膳業務
- ⑤ 洗浄消毒業務(食器及び食缶、調理機器等の洗浄、消毒)、保管業務及び日常点検
- ⑥ 残菜等廃棄物の処理
- ⑦ 施設及び設備、機器の清掃及び日常点検
- ⑧ その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・廃棄物回収業務
- ・施設整備等保守点検維持管理業務

(5)委託期間

令和 9 年(2027 年)8 月 1 日から令和 12 年(2030 年)7 月 31 日(36 か月)まで

(6)参考見積上限額

※消費税 10%

学校給食センター元横山	621,478,000 円(税込)
学校給食センター寺田	373,494,000 円(税込)

4. プロポーザル参加資格要件

次の要件をすべて満たしている者とする。なお、基準日は参加申込書提出日とする。

- (1)過去 5 年以内に、1日 2,500 食以上かつアレルギー対応を実施している学校給食調理施設において、3年以上の受託実績を有すること。また、食数に限らず現在も給食調理業務を受託していること。
- (2)八王子市立小学校給食施設において調理業務委託の受託実績を有していること。
- (3)八王子市における物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「病院給食・学校給食」に登録があること。
- (4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加の資格)に該当しない者であること。
- (5)破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続き開始の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6)消費税、法人税等に滞納がないこと。
- (7)八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体でないこと。また、八王子市契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。なお、契約締結までの間に入札参加者が入札参加排除措置を受けた場合は、入札への参加を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- (9)令和 3 年 8 月 1 日以降、学校給食調理業務や大量調理施設業務において食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の営業停止処分を受けていないこと。
- (10)事業所又は営業所が東京都内にあり、迅速な実施体制が組めること。
- (11)製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の規定による損害賠償責任を履行するため、保険に加入するなど、損害賠償を確実に担保できること。

5. 日程

令和 8 年(2026 年)10 月 13 日(火)	実施の公告
令和 8 年(2026 年)10 月 13 日(火)から 令和 8 年(2026 年)10 月 27 日(火)まで	募集要項等の配布
令和 8 年(2026 年)10 月 29 日(木)まで	質問書の受付期限

令和 8 年(2026 年)11 月 4 日(水)	質問書に対する回答
令和 8 年(2026 年)11 月 18 日(水)	参加申込書及び提案書等の提出期限
令和 8 年(2026 年)12 月 25 日(金)予定	一次評価(提案内容等の書類評価)
令和 9 年(2027 年)1 月 8 日(金)予定	一次結果通知
令和 9 年(2027 年)1 月 29 日(金)予定	二次評価資料提出期限
令和 9 年(2027 年)2 月 8 日(月)予定	二次評価(プレゼンテーション評価)
令和 9 年(2027 年)2 月 15 日(月)予定	契約予定者決定、二次評価結果通知(内定)
委託期間開始までに (令和 9 年(2027 年)2 月下旬予定)	契約締結
令和 9 年(2027 年)8 月 1 日(日)(仮)	学校給食センター入場開始
令和 9 年(2027 年)8 月下旬	給食開始予定

※以上のスケジュールは進捗状況により変更する場合がある。

6. 募集要項等の配布

(1)配布期間:令和 8 年(2026 年)10 月 13 日(火)から 10 月 27 日(火)まで

(2)配布方法:八王子市のホームページに掲載

トップ > 暮らしの情報 > 教育・生涯学習・スポーツ > 学校教育 > 学校給食・食育
> 学校給食課からのお知らせ

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/007/005/index.html>

(3)その他:募集要項説明会や現地説明会等は実施しない。

7. 提出書類

次に示す書類を提出すること。提出書類一覧に基づき、書面又は電子データでの提出とする。

(1)原則として A4 判(A3 版を折り込んで A4 判とすることは可)用紙、横書き、左綴とし、A4 判フラットファイルに綴じること。なお、フラットファイルの表紙及び背表紙に応募する給食センター名及び応募事業者の社名を表記すること。

(2)正本として次の 1~10 の書類を 1 部ずつ提出すること。背表紙には「正本」と表記すること。

(3)副本として 4 の様式 5~9 を 1 部ずつ綴じたものを 12 部提出すること。様式ごとにページ番号を入れること。

(4)正本・副本とも提出書類ごとに見出しを貼付し、見出しには「様式名」もしくは「書類の名称」(略称可)を記載すること。

(5)複数の給食センターに応募する場合は、センターごとに提案書(正本及び副本)を提出すること。ただし、提案内容が同一の様式を含む場合、様式 1、7-2 及び 10 を除き、様式ごとに省略することができる。

提出書類一覧

	提出書類	備考	提出 部数	提出方法
1	プロポーザル参加申込書	様式 1 によること 記名押印のこと。	1	書面
2	会社概要、 参加資格要件確認書	様式 2-1、2-2、2-3 によること		書面 及び 電子データ PDF で提出すること。ただし、 様式 2-2、 3 については Excel データで提出すること
3	学校給食受託実績	様式 3 によること		
4	給食センターにおける 給食調理等業務委託 事業提案書（以下、 「提案書」という。）	様式 5、6、7-1、7-2、8、9 によること ・提案書は、それぞれに商号または名称を表記する。 ・文字サイズは表図中や注意書き等を除き原則 11 ポイント以上とする。※カラー可。 ・提案書に<u>最低限記載すべき事項</u>については、次のとおりとする。 ア 地産地消、食育、施設の利活用及び中学校給食の基本的な考え方 イ 給食調理業務等の実施体制 ウ 給食調理従事者に対する考え方 エ 安全・衛生管理 オ 危機管理	13 （正本 1、 副本 12）	書面 及び 電子データ 全て PDF で提出すること。
5	見積書	様式 10 または同一内容を記載した事業者の様式によること ・見積書記載金額は、八王子市学校給食センター元横山及び八王子市学校給食センター寺田給食調理等業務委託の各業務合算額の本体価格（税抜）、消費税額を別々に記載し、さら	各 1	書面

		にそれらの合計金額を明記すること (9.応募区分が「(2)複数応募」の場合はセンターごとに作成し提出すること)。 ・積算内訳書については、配置人数と経費負担の内訳(人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等)が判断できるように、できるだけ詳細に記載すること。		
6	会社案内・社歴・沿革	・事業者の会社概要を示すもの(事業者作成のもの)	1	書面
7	決算書	・直近 3 期分の賃借対照表及び損益計算書	各 1	書面
8	納税証明書	・法人税、消費税及び法人市町村民税、それぞれ未納がないことを証明する納税証明書、参加申込書提出直前 3 ヶ月以内に発行された原本	各 1	書面
9	契約書の写し等調理実績を有していることを証する書類	・過去 5 年以内に、1日 2,500 食以上かつアレルギー対応を実施している学校給食調理施設において、3年以上の受託実績を有すること。また、食数に限らず現在も給食調理業務を受託していること。	1	書面
10	八王子市立小学校給食調理業務委託の契約書の写し	・八王子市立小学校給食調理業務を受託した実績があることがわかる書類(過去の実績でも可)	1	書面
11	賠償責任保険証券等の写し	・製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の規定による損害賠償責任を履行するため、保険などに加入していることが分かる書類	1	書面

8. 質問書

提出書類作成にあたり、質問がある場合は、質問書(様式 4)に内容を簡潔に記載し、電子メールで問い合わせること。郵送・電話・FAX・来庁による問い合わせは不可とする。電子メールは、学校給食課共通のメールアドレスを使用しており、他者による開封を避けるため、電子メールのタイトルに【給食プロポーザル:(質問 参加者名)】と付すなど、内容が分かるように送信すること(問い合わせ先は「12.提出先等」を参照のこと)。

質問書受付期限:令和 8 年(2026 年)10 月 29 日(木)午後 5 時まで

質問書に対する回答:令和 8 年(2026 年)11 月 4 日(水)

回答は八王子市のホームページに掲載する。

トップ > くらしの情報 > 教育・生涯学習・スポーツ > 学校教育 > 学校給食・食育
> 学校給食課からのお知らせ

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/007/005/index.html>

※受託者募集ページ内に掲載予定

なお、質問書への回答書は、募集要項及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

9.応募区分

事業者は、次のいずれかの区分を選択して応募するものとする。

(1)単独応募

1 つの給食センターを指定して事業に応募する事業者

(2)複数応募

2 つ以上の給食センターの事業に応募する事業者

① 新規事業者※1 は、最大 2 か所の給食センターに応募できる。

② 既存事業者※2 は、最大 2 か所の給食センターに応募できる。

※1「新規事業者」とは、応募する給食センターでの事業が初となる場合を指す。

※2「既存事業者」とは、今回募集する八王子市学校給食センター元横山及び八王子市学校給食センター寺田のいずれかを受託中の事業者を指す。

10.受託可能数

新規事業者は複数応募の場合も、受託可能数は 1 つとする。ただし、既存事業者の受託可能数は 2 つとする。

11.提出方法

(1)提出方法

「7. 提出書類」の提出書類一覧にある提出方法の区分に従い、以下のとおり提出すること。

a. 書面

・持参又は郵送による。

・持参の場合は、土・日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分。

・郵送の場合は、郵便書留等により提出期限当日必着とする。

(郵送の場合、郵送中の事故について本市は一切責任を持たない)

b. 電子データ

- ・電子メールに添付して提出とする。
- ・添付ファイルを含めた送信するメールの容量が 5MB を超える場合は、市のメールシステムでは受信できないため、分割して送付すること。分割できない場合は、別途送付方法を連絡するため、令和 8 年(2026 年)11 月 11 日(水)午後 5 時まで
に連絡すること。

※提出方法が「書面及び電子データ」とある場合は、a. 書面及びb. 電子データの両方を提出すること。

※a. 書面及びb. 電子データいずれの場合であっても、提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めないため、注意すること。

(2)提出期限

- ・参加申込書及び提案書等の提出期限：令和 8 年(2026 年)11 月 18 日(水)午後 5 時まで

(3)辞退届

- ・応募事業者が書類提出後に応募を辞退するときは、必ず窓口に「参加辞退届」(様式 11)を提出すること。

見積書の留意事項

- ・見積書記載金額は、八王子市学校給食センター元横山及び八王子市学校給食センター寺田給食調理等業務委託の各業務合算額の本体価格(税抜)、消費税額を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
- ・積算内訳書については、配置人数と経費負担の内訳(人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等)が判断できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・9.応募区分が「(2)複数応募」の場合はセンターごとに作成し提出すること。

12.提出先等

下記の事務局に提出すること。

[事務局]

八王子市教育委員会 学校教育部学校給食課(八王子市役所本庁舎 7 階)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 042-620-7331(直通)

E-mail [b302500@city.hachioji.tokyo.jp]

13.評価

(1)評価方法

提案書等の評価は、以下に示す第一次評価及び第二次評価を行い、第一次評価と第二次評価の評価点を合算し、最も優秀と認められる一者を選定する。なお、評価にあたっては、「八王子市給食センターにおける調理等業務委託に係る評価会設置要綱」に基づき、評価会が採点評価を行い、業者を選定する。ただし、提出書類に不足が

ある場合は評価を行わないので注意すること。また、その場合は「辞退届」を提出するものとする。

① 一次評価(書類評価)

提案書等の提出書類を評価し、「13(2)評価基準」に基づき、書類評価を行い、上位二者以内を選定する。第一次評価の結果は、参加者全員に通知する。

なお提案者数が二者以下の場合は、第一次評価の結果にかかわらず全ての提案者を選出する。ただし、見積金額が上限額を超えている場合は、評価対象から除外する。

② 二次評価(プレゼンテーション評価)

評価及び開札は給食センターごとに行い、元横山、寺田の順とする。

第一次評価で選定された者についてプレゼンテーション評価を行う。評価の順番は事務局においてくじ引きで決定し、受付及びプレゼンテーション予定時間等については、提案事業者別に別途連絡する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレゼンテーションデータの送付をもって評価に替える場合がある。

ア 開催日時

令和9年(2027年)2月8日(月)予定

イ 実施場所

八王子市役所

ウ 実施方法

- ・提案書の主旨を説明するパワーポイント等のスライドによって行うものとする。説明時間は20分、複数応募については1センターあたり3分追加とする。その後、質疑応答を15分程度行う。
- ・出席者の定員は3名までとする。ただし、業務責任者として配置予定の者(「予定業務責任者」という。)が決定している場合は出席すること。
- ・プロジェクター、スクリーン、ノートパソコンは用意するが、ノートパソコンやポインター等を持参しても構わない。持ち込む機器がある場合は事前に連絡をすること。
- ・プレゼンテーション評価の際に使用した電子データについてもPDFデータ(CD又はDVD)にて当日提出するものとする。
- ・準備及び撤収は、評価前後約10分の休憩時間に行うこと。

③ 優先交渉権

二次評価の後、各センターにおいて合計得点1位となったものが優先交渉権を得る。ただし、新規参入の事業者が得ることのできる優先交渉権は1つの給食センタ

ーのみとする。

前述の規定により優先交渉権を失った場合は、当該センターにおいて失格となる。
失格が発生した場合は、1 つ下位の事業者が繰り上がり、優先交渉権を得るものとする。

例1

順位	元横山	獲得	寺田	獲得
1	A社 (元横山・寺田を受託中)	○	A社 (元横山・寺田を受託中)	○
2	B社 (受託中のセンターなし)		C社 (受託中のセンターなし)	

A社は給食センター元横山・寺田の既存事業者であるため、2センターで第1位となった場合は両センターの優先交渉権を獲得する。

例2

順位	元横山	獲得	寺田	獲得
1	B社 (受託中のセンターなし)	○	B社 (受託中のセンターなし)	×
2	A社 (元横山・寺田を受託中)		C社 (受託中のセンターなし)	○

B社は「新規事業者」であるため、優先交渉権を獲得できる給食センターは1つである。
そのため、B社は開札の順に従って、給食センター元横山の優先交渉権のみを獲得する。
給食センター寺田の優先交渉権は、第1位のB社が失格となるため、第2位のC社が獲得する。

例3

順位	元横山	獲得	寺田	獲得
1	B社 (受託中のセンターなし)	○	A社 (元横山・寺田を受託中)	○
2	A社 (元横山・寺田を受託中)		C社 (受託中のセンターなし)	

B社は「新規事業者」であるため、優先交渉権を獲得できる給食センターは1つである。
A社は給食センター元横山・寺田の「既存事業者」であるが、B社が給食センター元横山にて第1位のため、B社が給食センター元横山の優先交渉権のみを獲得し、A社が給食センター寺田の優先交渉権のみを獲得する。

(2)評価基準

提案書等の評価項目については、以下のとおりとする。

① 業務実績・実施体制及び構想策定に関する提案(200 点)

評価項目	評価の観点	評価方法
事業者の実績	学校給食調理業務受託実績(特に共同調理場方式)	様式 2-1、2-2、2-3、3 会社案内・社歴・沿革
地産地消、食育及び中学校給食の基本的な考え方	地元農産物の利用促進、食の拠点を目指し、食育スペースを活用した地域・市民への食育の取組、施設の利活用、SNS 等を活用した情報発信、三期休業中も含めた児童・生徒への食育や食支援(学童保育所等)の取組	様式 5
給食調理業務等の実施体制	配送車両の管理や車両に不具合または事故があった場合の対応、配送時の安全対策等を踏まえた調理・配送・配膳手順、指揮系統や報告体制、SDGs の観点から地球環境を守るために調理業務で取り組む目標	様式 6
給食調理従事者に関する考え方	市内雇用を踏まえた従事者の採用計画、配置人数、組織体制、業務責任者等の配置、配置者の資格・経験内容、異動・受託から給食開始までの従事者への研修計画	様式 7
安全・衛生管理	安全・衛生管理・異物混入について具体的な発生防止策、管理・報告体制、事故の有無、食物アレルギー対応食の調理体制	様式 8
危機管理	厨房機器等のトラブルや食中毒・異物混入等急な問題の対処方法、感染症等の影響で人員を欠いてしまった場合の代替従業員の確保等、災害時の炊き出し等地域への食支援	様式 9
受託コスト	上限金額を超えていないか、異常に少額である等、適正な履行に支障はないか。仕様内容及び提案内容と矛盾はないか。	様式 10

② プレゼンテーション評価(100 点)

(3)評価結果

評価結果は、提案書の提出があった全事業者に対して、参加申込書に記載のメールアドレス宛てに採否に関わらず通知する。

一次評価結果通知 令和 9 年(2027 年)1 月 8 日(金)予定

二次評価結果通知 令和 9 年(2027 年)2 月 15 日(月)予定

14. 契約の締結

評価により最も得点が高く優先交渉権を得た事業者について、契約締結の交渉を行う。ただし、当該協議が不調のときは、評価の採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

また、学校給食課と内定事業者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決する。学校給食課は、仕様書等の決定後、業務の発注が整った段階で当該業務を内定者と随意契約により契約を締結する。

15. 参加者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とし、「辞退届」を提出するものとする。

- (1)前記 4.プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)公平な評価を阻害する行為があった場合
- (4)見積書の見積額(税込)が 3.(6)参考見積上限額にある額を超えている場合

16. その他の留意事項

- (1)本プロポーザルに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2)提出書類は返却しない。
- (3)提案書の著作権は提案者に帰属するが、選考の公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- (4)提出書類は、八王子市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象文書になる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる箇所については、同条第 8 条第 3 号の規定により客観的に判断した結果、非開示とすることがある。